

宇和島市水道局公正入札調査委員会設置要綱

平成17年8月17日

水道局告示第8号

改正 平成20年8月1日水道局告示第10号

平成22年10月17日水道局告示第17号

(設置)

第1条 宇和島市水道局が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、業務委託及び物品購入の競争入札の談合に関する情報（以下「談合に関する情報」という。）に対して的確な対応を行い、競争入札の適正を期するため、宇和島市水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) その他競争入札の公正な執行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要がある場合は、委員長が指名する職員を委員に加えることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

3 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(報告)

第5条 第2条による任務を行ったときは、その処理結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を業務課庶務係に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日水道局告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市水道局公正入札調査委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月17日水道局告示第17号）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員 長	水道局長
委 員	業務課長
	給水課長
	業務課長補佐
	給水課長補佐